

データセンターの立地に関する関係省庁連絡会議及び幹事会 運営要領

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
データセンターの立地に関する関係省庁連絡会議議長決定案

データセンターの立地に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）及びデータセンターの立地に関する関係省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 連絡会議及び幹事会は、非公開とする。
2. 連絡会議及び幹事会の議事要旨は、原則として、公開する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。
3. 連絡会議及び幹事会で配布された資料は、原則として、公開する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。